

令和8年度県庁案内タッチディスプレイ運用保守業務委託入札説明書

静岡県が発注する令和8年度県庁案内タッチディスプレイ運用保守業務委託に係る一般競争入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び令和8年度県庁案内タッチディスプレイ運用保守業務委託契約入札心得によるものとする。

1 公告日 令和8年2月20日（金）

2 入札執行者 静岡県知事 鈴木 康友

3 担当部局 静岡県総務部広聴広報課

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館2階

TEL 054-221-2244

4 業務内容等

（1）入札番号 第2号

（2）業務名 令和8年度県庁案内タッチディスプレイ運用保守業務委託

（3）業務内容 静岡県庁東館2階エレベーターホール及び別館1階案内所に設置している「県庁案内タッチディスプレイ」のシステム・サーバー等の保守・管理
※詳細は仕様書のとおり

（4）業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加資格において、「システム運用・管理」の登録業務について参加資格を有している者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

（3）静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。

（4）過去5年間に施設案内を目的としたタッチディスプレイの運用実績があること。

（5）この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（7）静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

- ）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認等

（1）本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和8年3月2日（月）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）に郵送又は持参により1部提出する。なお、指定した期限までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することはできない。

ア 入札参加資格確認申請書 様式第1号

イ 宣誓書 様式第2号

ウ 入札に参加する本社、又は営業拠点の住所が確認できる書類

（2）提出された入札参加資格の確認結果は、令和8年3月3日（火）に電話により通知し、後日書面で通知する。

（3）（1）の書類の提出先は次のとおりとする。

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館2階

静岡県総務部広聴広報課

電話 054-221-2244

（4）その他

ア 申請書等の作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書等は、返却しない。

オ 提出された申請書等は、公表しない。

カ 提出された申請書等について、追加資料を求めることがある。

7 入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

（1）入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明を求める場合には、令和8年3月10日（火）までに書面（任意様式）を持参して提出しなければならない。

（3）入札執行者は、説明を求められたときは、その請求から2日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

（4）（2）の書面の提出先は、上記6（3）と同じとする。

8 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行日時 令和8年3月19日（木） 午後1時30分
- (2) 入札執行場所 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁別館2階 第2会議室B

9 開札

開札は、上記8に掲げる日時、場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に必要な書類を提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

11 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない県職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

12 入札保証金及び契約保証金

免除

13 契約書作成の要否

要

14 その他

- (1) 入札参加者は、令和8年度県庁案内タッチディスプレイ運用保守業務契約入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札後、入札心得、仕様書（案）、設計書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) この公告に掲げる入札は、令和8年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、契約の締結

は令和8年度予算の執行であるため、契約締結日は令和8年4月1日となる。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加停止基準に基づく指名停止を行うことがある。

(6) その他詳細不明の点は、静岡県総務部広聴広報課（054-221-2244）に照会すること。

(様式第1号)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

名称又は商号

印

氏 名

令和8年度県庁案内タッチディスプレイ運用保守業務委託の入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

|

宣誓書

住 所
名称又は商号
氏 名

印

当法人は、以下の入札参加資格をすべて満たすことを宣誓します。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

○静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加資格において、「システム運用・管理」の登録業務について参加資格を有している者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

○静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。

○過去5年間に施設案内を目的としたタッチディスプレイの運用実績があること。

○この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

○会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

○静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の（1）から（7）に該当しないこと。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者